

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林業関係事業							
調整の方針	<p>(案) 土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。</p>									
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>南 部 町</span> <span>南 部 川 村</span> </div>									
農業用施設関係各種補助事業・農林業事業・環境整備事業に係る市町村負担率及び受益者分担金	県営事業の市負担率	国(%)	県(%)	町(%)	地元(%)	国(%)	県(%)	村(%)	地元(%)	具体的な調整内容 南部町、南部川村では負担率に大きな差はないが、運用面も含め地元負担の取り扱いによっては、新町の財政に大きな負担となることも考えられることから、合併後の全体予算が大きく増加しないように調整する。  (調整方針案) 必要に応じ事業実施していく。地元負担率は事業要綱に準じるものとするが、上限を3割とする。
	かんがい(国営付帯)	50	25		25	50	25		25	
	かんがい(一般)	50	20		30	50	20		30	
	畑総(一般)	50	25		25	50	25		25	
	畑総(緊急)	50	25		25	50	25		25	
	農地開発	55	20		25	55	20		25	
	ため池等整備(大規模)	52	28	10	10	52	28	10	10	
	河川工作物応急対策	52	38	10		52	38	10		



## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林業関係事業
調整の方針	<p>(案) 農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、南部町の例により調整する。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容
農地災害及び農業施設災害復旧事業 (補助事業)	目的	農地・農業用施設等の保全を図り併せて農家の経営安定に寄与する。	農地・農業用施設等の保全を図り併せて農家の経営安定に寄与する。
	補助対象区域	町内全域	村全域(用途区域を除く)
		<p>南部町も南部川村も農地災害及び農業施設災害に係る補助災害復旧事業を実施しているが、南部川村では反当限度額を超える負担金以外の地元負担金を徴収していない。法律の基準に則った統一が必要。</p> <p>(調整方針案) 負担金については、施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担とする。</p>	

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林業関係事業		
調整の方針	(案) 林業関係団体補助については、新町において調整する。				
		南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容	
森林組合等林業関係団体	団体の概要	組合名称	南部町森林組合平成12年3月解散		南部川村が南部川村森林組合に年間100万円の助成金支出と400万円の事業委託をしている。 南部町の森林組合は平成12年に解散している。  (調整方針案) 直接的な補助金は廃止する。 地域森林の適正管理、公有林の維持管理等の業務を委託していく。 備長炭振興館の管理業務をこれまでどおり委託する。
		設立年月日			
		組合員数	746人		
		役員体制	理事12名、監事3名		
		職員数	4名		
		事業内容	指導、森林造成事業、林物産の販売事業ほか		
		出資金	7,096千円		
	行政との関わり	事業内容	造林事業ほか事業を委託		
		補助金	南部川森林組合	1,000千円 (平成15年度予算)	
		委託料	南部川森林組合	4,000千円 (平成15年度予算)	

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林業関係事業	
調整の方針	(案)			
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容	
森林組合等林業関係団体	団体の概要	組合名称	南部川村備長炭生産者組合	個人の出集荷量による助成制度の見直しと、全域をカバーした生産者組織体制が必要。  (調整方針案) 新町において全域をカバーする生産者組織の立ち上げを支援する。
		設立年月日	昭和58年1月	
		組合員数	45人	
		役員体制	会長(1名)副会長(2名)会計(1名)	
	活動内容	村内の備長炭生産者が連携をとって、品質の向上と技術の伝承を図り、日本一の紀州備長炭生産地の振興を目的とする。		
	行政との関わり	事業内容	南部川村備長炭生産安定対策事業補助金	
		補助金	出荷数量1箱(15kg)につき30円を助成(平成13年度予算 650千円)	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	水産関係事業
調整の方針	(案) 漁業関係団体補助については、新町において調整する。			
		南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容
水産振興事業 (団体等への補助金)	補助事業	名称	漁業振興奨励金・水産増養殖事業助成	(調整方針案) 漁業振興や安全対策の為の助成金であり、新町においても継続する。
		内容	漁場の管理、密漁対策、資源管理型漁業への取り組み等諸活動に対する助成 いせえび放流事業、ヒラメ中間育成事業	
		補助対象者	漁業協同組合	
		補助金額	4,763千円(平成13年度) 内、県費補助316千円(いせえび放流)	
	補助事業	名称	漁船遊漁船安全対策助成金	
		内容	漁船遊漁船の安全利用の向上を図るための助成金	
		補助対象者	漁業協同組合、各遊漁船団体	
		補助金額	1,484千円(平成13年度)	
	補助事業	名称	漁業後継者育成助成金	
		内容	漁業後継者育成のために、町及び観光協会とタイアップし漁業への理解、親しみを深めるための朝市等に対する助成金	
		補助対象者	漁業協同組合、青年部(MFC)	
		補助金額	800千円(平成13年度)	

## 南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	水産関係事業
調整の方針	(案)		
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容
漁業協同組合	組合名	南部町漁業協同組合	南部川漁業協同組合
	組合の経緯	昭和40年1月1日、堺、南部、岩代の3漁協が、和歌山県沿岸漁業構造改善基本構想に基づき合併したもの。	
	組合員等	正組合員187人、経営体139、 漁獲量3,189トン 漁獲金額7億9千5百万円 (平成12年12月31日現在)	組合員 213名 鮎の稚魚放流、鑑札販売 年間売り上げ 50万円程度 事務局 南部川村商工会
	行政との関わり	利子補給 平成12年～平成23年の間に5,819千円 信用事業統合に伴い利子補給を行う。	補助金 南部町漁協漁港基本施設資金償還金助成 15,329千円(平成13年度)